

—学校教育目標—

◎かしこく やさしく げんきよく (◎印 本年度重点目標)

1. 学校経営の基本理念

これからの日本社会は少子高齢化、グローバル化、多様化が進み、おそらく今まで経験したことのない時代が到来するであろうと言われている。その中で生きていく子供たちは、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していかなくてはならない。

学習指導要領改訂の方向性の一つとして「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」が掲げられている。改めて私たちの責務の重大さに気持ちが引きしめる思いがする。このことを指導するためには、私たち自身が自らの人間性を高めていくことが重要である。今日一日の学びが子供たちの未来に繋がっているということをしっかりと自覚し、切磋琢磨し常に向上していく教員集団となること、そのことで子供たちに未来を拓く力を身に付けさせる学校を創ることを学校経営の基本理念とする。

2. チーム七小の基本姿勢

(1) 授業力の向上を常にめざす。

学校は第一義的には「学ぶところ」である。小学校学習指導要領の内容を全て修得させて「小学校の全課程を修了する」ことになる。主体的・対話的に学ぶ中で子供たちが「できた」「わかった」「そうだったのか」と、学ぶ喜びを感じることのできる授業を日々目指す。

(2) 指導の基本を大切に、全教員で徹底する。

授業を支える授業規律を大切に、年度当初に徹底し、身に付けさせる。『七小スタンダード』のその前の「きほんのき」。授業前後のあいさつ（低・中・高学年で統一を）・授業の準備・鉛筆の持ち方・「はい・たつ・です」など）朝の出欠確認は氏名を呼ぶことを原則にする。言葉遣いにおいては、「親愛の情から」のぞんざいな言い方や呼び捨ては今や通用しない。さらに、統一性をもたせる。（ある子は名前、ある子は苗字、ある子は愛称のようなことは子供の不公平感につながる）これらのことは子供たちの人権を尊重し、自尊感情を高めることにもつながる。

また、授業は「ハレ」の場であるという意識も大切に。最初と最後のあいさつは基本であり、ないがしろにしない。相撲の立会いと言った先生がいたが、その気持ちをもってほしい。

「君」「さん」の呼称は相手への敬意。このことを教職員が率先して子供たちに示していくことで、子供たちにも思いやりの素地を育むことになる。「ちゃん」については、授業中はとくに中・高学年では避ける。

(3) 信頼ある開かれた学校づくりに努める。

指導については、公平、公正であり、ぶれないことが大原則である。「多様性」を認めることは大切だが、それと「わがまま」は決して混同させない。私たちは生い立ちも経験年数も専門も異なる人間の集団であるが、だからこそ、まず全教職員がこの原則に則った指導を行う。その上で、児童のより良い変容をしっかりと伝え、保護者と信頼関係を築くようにしたい。学校は絶対に「理不尽な場」であってはならない。

なお、学校での児童の体調不良、けがなどについては、特に慎重に対応すること。実は学校はリスクな場所。まず事故を事前に予測し、防ぐためにでき得る最善の努力をする。「ついうっかり危険個

所を放置した」「分かっていたのだが、あとで直そうと思った」等を理由とする事故は絶対におこさない。保護者・地域と教職員の願いは本来同じであり、「子供たちのために」に尽きる。私たちは学校教育に携わるプロフェッショナル集団であることに誇りをもちつつも謙虚に、情報・行動連携に努める。そして、自信をもって教育活動を発信する。⇒「いつでも、毎日が授業参観」このことを、年度の始めから、変わらぬ姿勢として伝えていく。

(4) 子供の世界や感性を尊重する。

「子供は未熟な大人」の部分が全てではない。一人一人が悩み、考え、日々懸命に生きていることを忘れない教師であってほしい。自身の小学校生活を振り返れば、そのことがよく分かるはずである。その上で、迎合するのではなく、毅然として正す時には正し、ぶれない指導をする。

(5) 社会の多様化に対応できる学校づくりに努める。

先に述べた「社会の多様化」流れからも分かるように保護者・地域・社会の学校や教職員への要求も多様化し、より厳しいものとなっている。教職員の児童への対応の仕方（テストや作品などの処理〔掲示含む〕・返却方法にも注意・・教師がきちんと点検をしたことを明らかにする）サービス態度（接遇、出退勤時刻、書類の提出期限・起案決裁順序の順守、机上整理など）、服装（名札着用、TPOに合わせた清潔感のあるもの、儀式的行事）や言葉遣いにも細心の注意を払う（サービス規律の保持）。

(6) 今あるものを常に見直し、改善につなげる。

働き方改革の推進のためにも、校務改善は常に全教職員が念頭に置くべきことである。一人一人が常に「これでいいのか」「何かより良い方法があるのではないかと、自分に問いかけながら物事に当たること。学校全体に関わる教育活動を行う際は、前年（前例）踏襲ではなく、新たな目と心でその教育活動をとらえなおし、起案する。朝令暮改も時には必要、というような柔軟な思考をもってほしい。特に、異動してきた教職員は、改善のキーマン。

なお教育活動実施後の反省は、速やかに次年度の計画に生かし、その時点で改善しておくことで、年度末の業務軽減につなげる。

3. 学校経営方針とその具現化に向けた取り組み（左カッコ内の番号は東京都教育ビジョンにおける方向と主要施策）

(方 3 施 4)	<p>方針1【人権教育の充実】</p> <p>◎ 自己有用感を高める指導の工夫（自尊感情調査の実施・結果を踏まえた指導法の研究）自分を大切にできれば友達も大切にできる。いじめ防止の手立てにもなる。</p> <p>◎ 『学級内での温かな人間関係が子供たちの言語能力を担保する』・・良好な人間関係は学力向上の鍵であり、もちろん、いじめ・不登校防止のための鍵でもある。</p> <p>◎ 一人一人の児童が「認められた」と実感できる場の設定⇒朝の出席確認は大切な場。忙しくても方法はある。その日一度も担任と話さないで帰る児童をつくらない。</p>
(方 7 施 1 3)	<p>方針2【教職員の資質向上】</p> <p>◎ 授業を支える授業規律の徹底指導「きほんのき」⇒<u>あいさつと返事</u>、授業の準備（いつ、どのように）、したじき使用等</p> <p>◎ 子供に「わかった」「できた」の学ぶ喜びを与える授業の構築⇒「めあて」「まとめ」（振り返り）の明記、授業観察シート（評価）を生かした授業改善</p> <p>◎ 外国語活動の指導技術向上⇒「ひとりでもやれる」教員になる</p>

<p>(方 5・6 施8・10)</p>	<p>方針3【心と体の健康教育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 健康な生活習慣を確立させる（朝食を抜かない、遅刻をしない、外遊びをする、給食をしっかり食べる、良質な睡眠をとる等）⇒保護者への啓発を ◎ アレルギー、配慮すべき疾病などへの全教員参加の研修 ◎ 体力テストの結果分析と、課題克服に向けた具体的取り組みの実施
<p>(方 8 施16)</p>	<p>方針4【特別支援教育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 「はばたき」「ことばの教室」SS、SCなど、「七小の強み」を生かして児童理解と具体的手立ての共有を図る ◎ 学校としての「合理的配慮」、保護者との「合意形成」を大切に⇒学校全体で共有
<p>(方 3 施5)</p>	<p>方針5【道徳教育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「特別の教科 道徳」の指導法、評価の研究 ○ 道徳授業築公開講座実施の工夫 ○ 礼儀、マナーの指導の徹底 挨拶（2度目にあった目上の人には黙礼）、敬語
<p>(方 4 施7)</p>	<p>方針6【幼・保小中連携の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的な情報交換・交流の推進（対中学校・幼保）必要に応じて相互の参観を行う ○ 相互授業参観等及び協議会の充実（対中学校）（小中合同研究会を中心に）
<p>(方 10 施22)</p>	<p>方針7【保護者・地域との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の人材資源の活用 ○ 保護者への多様な情報発信（学校便り・学年便り・学級だより等、授業公開、学校行事等）
<p>(方 8 施18)</p>	<p>方針8【校務改善による職場環境の向上（働き方改革）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 「慣例で行っていないか」「本当に必要なことか」を常に念頭に、小さなことでもまず「やってみる」精神を⇒トライアル期間も設定してみる ◎ 生み出した時間の有効利用を。「自分に栄養を」
<p>1 (方 6 施1)</p>	<p>方針9【児童の安全を守る方策の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 校内外生活ルールの徹底（開門時の行動、廊下歩行、下校時刻など）⇒すべての教職員がぶれないで同じ指導を
<p>(方 8 施17)</p>	<p>方針10【外部機関との連携による問題の早期解決】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎子ども家庭支援センター、市教育センター（教育相談室）、児童相談所等との速やかな情報共有 ◎スクールカウンセラーとの連携
<p>⑩</p>	<p>方針11【教育課程の適正実施と教育環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「最大の環境は教師」・・・言葉遣い、振る舞い、身だしなみに配慮 ○ 掲示物の工夫、教室内の整理・整頓・清掃⇒掲示物は特に人権への配慮、交換時期への配慮、担任の確認が分かる印を ○ 週ごとの指導計画の充実（ねらい・配慮事項等の記入、振り返り）⇒子供の姿を知らせてください ○ 的確な事務処理（変更時の迅速な報告、届出業務、期限遵守）